

秋田市上下水道局告示第8号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和5年7月19日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
ウォーターライフ	北 條 照 夫	秋田市外旭川字八幡田307番地8	令和5年6月30日
水道ワークス	加賀谷 哲 平	秋田市新屋南浜町1番10号	令和5年5月31日